

総則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて策定するもので、市、市民及び関係機関が協力、連携して災害に対する予防、応急対策、復旧を行うことにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の性質

この計画は、国の防災基本計画、岐阜県地域防災計画および指定地方公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図るものとし、この計画に定めのない事項は、県計画に準ずるものとする。

また、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第3節 対象とする災害

この計画では、本市における地勢、気象等の自然的条件と人口動向、都市化の状況等の社会的条件に加えて、過去の災害発生状況を踏まえ、次の災害を対象とする。

風水害（暴風、豪雨、洪水等）
地震災害
原子力災害・事故災害（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災等）

なお、本市において被害が想定されない深層崩壊、津波等の災害は対象外とする。

第4節 実施責任

この計画の実施に当たっては、本市を中心として、市民や関係機関をはじめとする以下の各主体がそれぞれの立場において責任を有し、連携・協力するものとする。

市	市、市教育委員会、市議会
県	県
市民	市民、自治会、自主防災組織、自衛消防隊等
消防機関	可茂消防事務組合南消防署、可児市消防団
指定地方行政機関	岐阜地方気象台、中部地方整備局、東海農政局
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊
警察	可児警察署
指定公共機関	西日本電信電話株式会社岐阜支店 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 日本赤十字社岐阜県支部可児市地区 中部電力株式会社加茂営業所 関西電力株式会社今渡発電所 東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社 日本郵便株式会社可児支店、東邦ガス株式会社
指定地方公共機関	名古屋鉄道株式会社、東濃鉄道株式会社 一般社団法人岐阜県エルピーガス協会
医師会	可児医師会、可児歯科医師会、可茂薬剤師会
公共的団体	可児土地改良区、可児川防災等ため池組合 可茂公設地方卸売市場組合、めぐみの農業協同組合 可児市社会福祉協議会、可児商工会議所、可児市観光協会 可児市建設業協同組合、株式会社ケーブルテレビ可児 FMラインウェーブ株式会社
防災上重要な施設の管理者	病院など医療施設の管理者、社会福祉施設管理者 学校など経営者、金融機関、高圧ガスなど取扱機関 ガソリンなど危険物取扱機関、火薬取扱機関 ゴルフ場経営者、その他防災上重要な施設の管理者

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 可児市の現状と課題

自然・地勢的特性

本市は、可児盆地を市域としており、平成17年に兼山町と合併したことによって、兼山地区（旧兼山町）は御嵩町を挟んだ飛地となっている。

北部には木曽川が流れ、対岸の太田盆地まで概ね平坦な地形が続いており、北西部にそびえる鳩吹山のふもとで可児川が木曽川と合流している。

東部は浅間山をはじめ広く丘陵地となっており、多くのゴルフ場を有しているほか、一団で開発された住宅団地が点在している。

南部には住宅団地や工業団地が広がっているほか、西部の丘陵地では西可児駅を中心として住宅団地の開発が進み、最も人口が多い地区となっている。

【課題】

本市においては、急峻な地形は少ないものの、近年頻発している局地的な豪雨等による河川の氾濫や土砂災害等への対策を講じる必要がある。

人口特性

平成27年国勢調査では、人口98,695人、世帯数37,171世帯、高齢化率約25.5%となっており、人口は平成20年をピークに減少傾向が続いていたが平成28年に増加に転じた。しかし平成72年における人口は8万人程度まで減少すると予測されます。

年齢別の人口割合は、15歳未満人口及び15歳～64歳人口の割合が減少しており、65歳以上の高齢者の人口割合が増加している。特に、西部の住宅団地で高齢化率が高く、その他の地域でも高齢化が進行している。

また、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯といった高齢者のみの世帯数が継続して増加している。

【課題】

高齢化の進行により避難行動要支援者の増加が見込まれる一方で、乳幼児や妊婦等も含めた対象者の把握や避難支援に向けた取り組みが必要である。

また、特に集合住宅が多い地域ではコミュニティの希薄化が懸念されるため、地域の助け合いによる防災力の向上が必要である。

第2節 計画の基本方針

本市では、7.15集中豪雨災害を決して忘れず、二度と災害による犠牲者を出さないとの思いを込めて、「みんなで守る みんなの命～自助・共助・公助で災害に強いまち～」をテーマに各種の取り組みを進める。

また、災害が発生した場合、その規模が大きければ大きいほど行政による対応（公助）には限界がある。そのため、市民一人一人が自分の命は自分で守る（自助）を前提とし、次に、個人では対応できない部分を地域の中で助け合う（共助）ための取り組みを行うことが必要不可欠である。さらに、自然災害の発生そのものを防ぐことはできないため、災害は必ず起こるという認識のもと、災害発生時の被害をいかに少なくするかという減災の視点を取り入れ、災害が発生してからの対策だけでなく、平時からの備えを進めることが重要である。

以上から、本計画では次の基本方針に沿って個別の取り組みを進めるものとする。

災害に強い人と地域をつくる
災害に強い都市基盤を整備する
災害に強い体制を構築する

なお、本計画の策定に当たっては、特に次の視点を新たに取り入れる。

- 災害発生直後の緊急対応力の強化に向けた初動体制の構築
災害の種別を問わず統一的でわかりやすい体制とする。また、発災直後は市職員が一丸となって対応できる体制、役割分担を明確にする。
- 避難所の位置づけの明確化
各避難所の安全性や収容可能人数の再確認、災害対策物資の適正な備蓄水準の明確化などを図り、避難所の位置づけを明確にする。
- 防災拠点の位置づけの明確化
南海トラフ巨大地震など超広域災害の発生に備えて、市外・県外からの救援物資・応援部隊の受け入れ方法や、広域物流拠点・応援活動拠点（道の駅可児ッテ、可児市運動公園など）を明確に位置づける。
- 原子力災害対策の強化
原子力災害対策特別措置法の改正や、国の原子力災害対策指針、岐阜県地域防災計画を踏まえて、国や県との役割分担に基づき原子力災害対策の内容を強化する。

第3節 計画の構成

本計画は、各主体が取り組むべきことを災害種別ごとにわかりやすく示すため、「風水害対策編」、「地震対策編」、「原子力災害・事故災害対策編」で構成する。

各編では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

【各編の構成】

風水害対策編・地震対策編

第1章 基本事項

- 災害の履歴と、計画の前提条件となる今後発生が想定される災害を示す。

第2章 事前対策

- 災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するために、減災・防災に向けた平常時における対策を示す。

第3章 災害応急・復旧対策

- 災害発生直後に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための応急対策と、一刻も早く住民生活、経済活動が平常に戻るための復旧・復興対策を示す。

原子力災害・事故災害対策編

第1章 基本事項

- 計画の前提条件となる今後発生が想定される原子力災害及び事故災害を示す。

第2章 事前対策

- 原子力災害の発生に対する事前対策を示す。

第3章 応急対策

- 原子力災害発生時の緊急応急対策を示す。

第4章 中長期対策

- 原子力災害は、発生後に長期的な対策が必要となる。そのための対策を示す。

第5章 事故災害対策

- 大規模な火災や航空機の墜落、列車の衝突等が発生した場合の対策を示す。

また、各編の第2章以降では、各節で自助・共助・公助の主体ごとに実施する活動内容を示すとともに、関連する個別計画やマニュアル等を記載する。

【各節の見方】

風水害対策編 第3章 災害応急・復旧対策										
第8節 医療救護活動										
風水害により医療の機能が不足し、または医療機構が混乱した場合、医師会等の協力の下、被災者に対し応急的に医療、助産を施し、人身の保全を図る。										
1										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>活動内容（個別計画・マニュアルなど）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 共通 自治会 自主防災組織 </td> <td> ・医療救護活動の主体は公的機関ではあるが、災害時には多数の傷病者が発生し、早急な対応が困難になることから、自治会または自主防災組織の救護班を中心に、できる限りの応急手当を行うとともに傷病者を医療機関、応急救護所に搬送する。 </td> </tr> <tr> <td> 公助 可児医師会 可児歯科医師会 可児薬剤師会 </td> <td> ・可児医師会は、市からの要請に基づいて医療救護班を編成する。 ・医療救護班は、市が指定する救護所（医療機関）で医療救護活動を実施する。 ・医療救護班の業務内容は、概ね次のとおりとする。 ① 傷病者に対するトリアージ。 ② 傷病者に対する応急措置及び必要な医療。 ③ 助産。 ④ 災害時に医療救護を行うと想定されている医療機関への転送及び順位の決定。 ⑤ 死亡の確認及び死体の検案。 ・可児歯科医師会は、市または可児医師会からの要請に基づき、救護所（医療機関）において医療救護活動を行う。 ・可児薬剤師会は、市または可児医師会からの要請に基づき、医療救護活動に必要な医薬品の確保と、救護所（医療機関）における調剤、服薬指導及び医薬品等の保管管理を行う。 > 医療救護班編成計画、災害時医療救護活動マニュアル </td> </tr> <tr> <td> 公助 市 </td> <td> 1 医療救護対策 (1) 市内の傷病者の実態を把握する。 (2) 医師会等に医療救護活動の協力を要請する。 (3) 安全確認が出来た医師会等の医療機関を指定して救護所を開設する。 (4) 不足する医薬品、衛生資材等を調達するとともに、必要に応じて可児薬剤師会に調達を要請する。 2 応援の要請 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。 > 災害時医療救護実施計画 </td> </tr> </tbody> </table>		実施主体	活動内容（個別計画・マニュアルなど）	共通 自治会 自主防災組織	・医療救護活動の主体は公的機関ではあるが、災害時には多数の傷病者が発生し、早急な対応が困難になることから、自治会または自主防災組織の救護班を中心に、できる限りの応急手当を行うとともに傷病者を医療機関、応急救護所に搬送する。	公助 可児医師会 可児歯科医師会 可児薬剤師会	・可児医師会は、市からの要請に基づいて医療救護班を編成する。 ・医療救護班は、市が指定する救護所（医療機関）で医療救護活動を実施する。 ・医療救護班の業務内容は、概ね次のとおりとする。 ① 傷病者に対するトリアージ。 ② 傷病者に対する応急措置及び必要な医療。 ③ 助産。 ④ 災害時に医療救護を行うと想定されている医療機関への転送及び順位の決定。 ⑤ 死亡の確認及び死体の検案。 ・可児歯科医師会は、市または可児医師会からの要請に基づき、救護所（医療機関）において医療救護活動を行う。 ・可児薬剤師会は、市または可児医師会からの要請に基づき、医療救護活動に必要な医薬品の確保と、救護所（医療機関）における調剤、服薬指導及び医薬品等の保管管理を行う。 > 医療救護班編成計画、災害時医療救護活動マニュアル	公助 市	1 医療救護対策 (1) 市内の傷病者の実態を把握する。 (2) 医師会等に医療救護活動の協力を要請する。 (3) 安全確認が出来た医師会等の医療機関を指定して救護所を開設する。 (4) 不足する医薬品、衛生資材等を調達するとともに、必要に応じて可児薬剤師会に調達を要請する。 2 応援の要請 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。 > 災害時医療救護実施計画	2
実施主体	活動内容（個別計画・マニュアルなど）									
共通 自治会 自主防災組織	・医療救護活動の主体は公的機関ではあるが、災害時には多数の傷病者が発生し、早急な対応が困難になることから、自治会または自主防災組織の救護班を中心に、できる限りの応急手当を行うとともに傷病者を医療機関、応急救護所に搬送する。									
公助 可児医師会 可児歯科医師会 可児薬剤師会	・可児医師会は、市からの要請に基づいて医療救護班を編成する。 ・医療救護班は、市が指定する救護所（医療機関）で医療救護活動を実施する。 ・医療救護班の業務内容は、概ね次のとおりとする。 ① 傷病者に対するトリアージ。 ② 傷病者に対する応急措置及び必要な医療。 ③ 助産。 ④ 災害時に医療救護を行うと想定されている医療機関への転送及び順位の決定。 ⑤ 死亡の確認及び死体の検案。 ・可児歯科医師会は、市または可児医師会からの要請に基づき、救護所（医療機関）において医療救護活動を行う。 ・可児薬剤師会は、市または可児医師会からの要請に基づき、医療救護活動に必要な医薬品の確保と、救護所（医療機関）における調剤、服薬指導及び医薬品等の保管管理を行う。 > 医療救護班編成計画、災害時医療救護活動マニュアル									
公助 市	1 医療救護対策 (1) 市内の傷病者の実態を把握する。 (2) 医師会等に医療救護活動の協力を要請する。 (3) 安全確認が出来た医師会等の医療機関を指定して救護所を開設する。 (4) 不足する医薬品、衛生資材等を調達するとともに、必要に応じて可児薬剤師会に調達を要請する。 2 応援の要請 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。 > 災害時医療救護実施計画									
資料編										
応援協定一覧（頁-18）、医療機関一覧（頁-25）、災害用救急医療セット一覧（頁-27）										
3										
4										

番号	記載事項
1	節の概要を示す。
2	自助・共助・公助の実施主体ごとの活動内容を示す。
3	実施主体ごとの活動内容に関する個別計画・マニュアル等を示す。
4	関連する資料を示す。